

「金沢競馬のあり方」に関する
最終的なとりまとめ

平成18年12月

金沢競馬検討委員会

目 次

はじめに

1	我が国の競馬制度の概況	
(1)	競馬制度の仕組み	1
(2)	競馬開催状況	1
(3)	競馬制度の見直し	2
2	金沢競馬の概況	
(1)	金沢競馬の沿革	4
(2)	金沢競馬の概要	4
(3)	金沢競馬の開催状況	4
(4)	金沢競馬が果たしてきた役割	5
①	地方財政への貢献	
②	畜産振興への寄与	
③	健全娯楽の提供	
④	地域経済への貢献	
3	金沢競馬の現状と課題	
(1)	金沢競馬の入場者数・売得額の推移	6
(2)	金沢競馬の経営状況の推移	6
(3)	金沢競馬が抱える問題点	6
4	これまでの取り組み	
(1)	経営改善のための取り組み	7
(2)	競馬制度の改善に向けた取り組み	8
5	経営改善に向けた今後の取り組み	
(1)	基本的考え方	9
(2)	新たな振興策	10
(3)	更なる経営改善策	12
6	金沢競馬の今後のあり方	
(1)	競馬関係者の意見	14
(2)	今後のあり方	15
	【今後の金沢競馬のあり方に係る提言】	16

おわりに

【別表】 新たな振興策・経営改善策に関する意見等の対応

参考資料

はじめに

金沢競馬は、昭和23年に金沢市入江町の金沢競馬場で県営競馬を開催して以来、半世紀以上にわたる長い歴史を有しており、この間、その収益によって石川県や金沢市など地方公共団体の財政に大きく貢献してきたほか、畜産振興や雇用確保にも寄与しつつ、県民をはじめ多くの人々に健全娯楽として親しまれてきた。

しかしながら、景気の低迷やレジャーの多様化、中央競馬との競合等により、県営競馬においては平成11年度以降、市営競馬にあっては平成10年度以降、毎年度、単年度収支が赤字となる大変厳しい経営状況になっている。

このような状況に対し、主催者においては、大型映像表示装置による放映や自動販売払戻機の導入、三連勝式の賭式の導入など各種振興策の実施に努めてはきたが、大幅な収益改善には至っておらず、依然として厳しい経営を強いられている。

そのことから、競馬主催者である石川県及び金沢市においては、外部有識者で構成する「金沢競馬検討委員会」を設置し、金沢競馬における新たな振興策や経営改善策など、今後の金沢競馬のあり方全般について検討することとした。

金沢競馬検討委員会は、平成17年6月に第1回目を開催以来、計9回の会議を開催し、金沢競馬の現状や課題、経営の状況、競馬関係者の考え方、新たな振興策への取り組みなど、様々な角度から調査・検討を行い、さらに、競馬運営が厳しい状況にあることを鑑みて、競馬事業の存廃も含め、総合的に検討したところである。

以下は、今後の金沢競馬のあり方全般について、検討委員会で議論し、その結果をとりまとめたものである。

1 我が国の競馬制度の概況

(1) 競馬制度の仕組み

我が国の競馬は、競馬法（昭和23年法律第158号）に基づき、日本中央競馬会が施行する中央競馬と地方公共団体の施行による地方競馬との二重構造となっている。

日本中央競馬会は、競馬の開催のほか、馬主・馬の登録、調教師・騎手の免許、競走馬の育成、騎手の養成及びその他競馬の健全な発展を図るための必要な業務を実施しており、売上げの75%を払戻金とし、10%を国庫に納付（日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）第27条第1項）するとともに、残り15%の開催経費のうち剰余金が生じた場合には、その2分の1をさらに国庫に納付（同条第2項）している。

地方競馬を施行することができるのは、都道府県のほか、著しく災害を受けた市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は地方競馬場が所在する市町村であって、総務大臣が指定した市町村に限定されており、都道府県又は指定された市町村は、売上げの75%を払戻金とし、地方競馬全国協会及び公営企業金融公庫に一定額を納付（競馬法第23条及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の2）するとともに、その残りから開催経費を除いて剰余金が生じた場合には、構成団体である地方公共団体の一般会計へ繰出ししている。

(2) 競馬開催状況

中央競馬は、現在、全国10か所の競馬場と全国35か所の場外発売所（その他に臨時の場外発売所4か所）を設置している。

地方競馬を施行している者は、全国で56団体となっているが、うち52団体が一部事務組合を設立して競馬を開催しており、地方競馬の主催者としては16団体、また、地方競馬が開催される競馬場は22場となっている（平成18年4月1日現在）。

勝馬投票券の売上状況をみて見ると、中央競馬においては、平成9年度までは伸び続け、その後、減少傾向に至っている。

一方、地方競馬全体における勝馬投票券の売上状況については、平成3年度の9,862億円をピークとして、その後は著しく減少しており、平成17年度は約3,691億円で、ピーク時の37.4%まで落ち込んでいる。

この減少傾向は、中央競馬や地方競馬だけに限らず、他の公営競技である競艇、競輪、オートレースなどでも同様の傾向となっている。

こうした状況の中、平成13年度から平成16年度にかけて、大分県の中津競馬場以下、7か所の地方競馬場が廃止されている。

(3) 競馬制度の見直し

国（農林水産省）では、地方競馬をめぐる厳しい状況を鑑み、平成13年度に「地方競馬のあり方に係る研究会」を設置し、今後の地方競馬の対応方向等について、中間報告書を取りまとめた。

さらに、この中間報告を受けて、平成14年度から、中央競馬も含めた競馬を巡る諸問題を解明するとともに、今後の我が国の競馬のあり方及び経営改善方策を検討することを目的に、農林水産大臣の私的諮問機関として、「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」が設置され、平成16年2月までの9回にわたる会合を経て報告書がとりまとめられ、同年3月に農林水産大臣に提出された。

国では、この報告も踏まえて、13年ぶりの「競馬法の一部を改正する法律案」を同年3月に国会に提出し、国会の議決を経て、平成16年6月9日に改正法が公布され、平成17年1月1日から施行されることとなった。

この法律改正については、地方競馬の経営健全化に直接結びつくような抜本的な見直しは行われていないものの、制度的には、「競馬の実施に係る規制緩和等〈事務委託の緩和等〉」、「地方競馬における事業収支改善の促進〈地方競馬全国協会への1号交付金の交付の特例等〉」などが講じられることとなった。

さらに、国では、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」により、特殊法人等の改革が進められることとなり、平成13年6月に「特殊法人等改革基本法（同年法律第58号）」が制定され、同年12月に「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定、同法の規定に基づき設置された「特殊法人等改革推進本部」のもと、農林水産省の所管である「日本中央競馬会」及び「地方競馬全国協会」の事業や組織形態などについての見直しも行われることとなった。

特に、「地方競馬全国協会」の組織等の見直しにあたっては、各地方競馬主催者が抱える問題（主催者ごとに馬や厩舎を抱える高コスト体質、投資の限界や商圏の限定、開催日程の重複による供給過剰、限られた馬によるレースの魅力低下）を打破するための地方競馬改革と合わせて取り組むことが必要であるとの観点から、次のような方向で見直しを行うこととして、平成17年12月24日に閣議決定がなされた。

【H17. 11. 25開催の特殊法人等改革推進本部参与会議】

＜地方競馬改革の方向＞

- (1) 更なる主催者間連携の推進（加速する枠組みが必要）
 - ① J R Aを上回る数の人馬資源の有効かつ効率的な利用
 - ② 効率的な日程調整等開催日数の見直しによる供給過剰の是正、主催者間の競合の回避
 - ③ 競馬の専門家による民間的手法の導入等による興行性の向上
- (2) 民間活力の導入（現行の枠組みを活用し推進）

刑法で禁止されている賭博の特例である以上、賭博の施行自体を民間が担うことは困難。一方で、面白い興行のため、民間活力を導入。

＜地方競馬全国協会の改革についての基本方針＞

- (1) 地方競馬主催者の意見も踏まえつつ、地方主催者の意思が反映される組織への変更
- (2) 地方競馬の改革に併せて、地方主催者の行う競馬事業の改善に資するような業務を新たに実施
- (3) 競馬の中立・公正及び効率的事業運営確保のための業務を引き続き実施



地方競馬の問題解決を支援し、地方競馬の再生に資する組織に移行

【H17. 12. 24の閣議決定（地全協改革部分の内容）】

＜事 業＞

- (1) 助成金交付事業
 - ① 内部組織として外部有識者から構成される委員会を設け、当該委員会が助成事業の選定及び評価を実施する仕組みを導入する。
 - ② 助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。
 - ③ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用し、助成金の不正な使用の防止等の仕組みを導入する。
- (2) 地方競馬関係事業

地方競馬の開催日程・番組編成の調整、競走の実施の受託事務、共同利用施設の整備等の地方競馬の事業の改善に資する事業を新たに実施する。
- (3) 交付金制度

交付金納付猶予制度の利用の円滑化のための措置を講ずる。
- (4) その他

外部監査を導入する。

＜組 織＞

地方共同法人とする。

現在、農林水産省では、閣議決定に沿って、地全協の事業や組織形態など全般についての見直しを行い、平成19年の通常国会に提出すべく、競馬法の改正作業を進めている。

2 金沢競馬の概況

(1) 金沢競馬の沿革

昭和23年競馬法の公布により地方競馬が公営競馬となり、石川県では、同年から金沢競馬場（金沢市入江町）で県営競馬が開催され、また、昭和29年からは金沢市営競馬も開催されている。

その後、昭和48年に、現在地である金沢市八田町に競馬場を新設・移転し、現在に至っている。

(2) 金沢競馬の概要

金沢競馬場は、石川県及び金沢市のそれぞれが主催者となり、石川県営競馬については、石川県競馬事業局が競馬事業の運営を行っている。

金沢市営競馬については、金沢市職員とともに、石川県競馬事業局の職員が市職員を併任する形で競馬事業の運営を行っている。

施設としては、馬場（本走路（1周1,200m、幅20m<右回りダート>）と練習用走路（1周1,080m、幅16m）、観客15,000人を収容できるスタンド棟（鉄筋コンクリート造3階建）、5,384台の車を収容できる駐車場があり、その他に管理棟（鉄筋コンクリート造5階建）ときゅう舎（46棟804馬房）が、同一敷地に併設されている。

開催に携わる関係者としては、石川県競馬事業局職員や金沢市職員のほかに、従事員82名、調教師40名、騎手30名、きゅう務員143名、馬主457名などがあげられる。（いずれも、平成18年4月1日現在の人数）

(3) 金沢競馬の開催状況

平成18年度の金沢競馬は、4月から1月までの、日・火曜日（平成13～14年度は土・日・月曜日、平成15～17年度は日・月・火曜日）を基本に、2週間（原則4日間）を1開催単位として、年間21開催（県営18開催、市営3開催）、延べ87日（県営75日、市営12日）実施されることとなっている。

このほか、岩手、笠松、名古屋など他の地方競馬との間で相互に馬券を発売（広域場間場外発売）している。

(4) 金沢競馬が果たしてきた役割

① 地方財政への貢献

地方競馬は、競馬法に基づき実施されているが、その目的は、競馬法第23条の9に規定されているように、「競馬の収益をもって、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努める」ことである。

金沢競馬では、これまで剰余金の大部分を石川県及び金沢市の一般会計等へ繰出し（新競馬場に移行した昭和48年度以降、石川県に526億円余、金沢市に93億円余）し、それぞれの財政を通して県民・市民の福祉向上など、県政・市政の発展に大きく貢献してきた。

② 畜産振興への寄与

地方競馬の開催目的の一つとして「畜産の振興」が掲げられているが、金沢競馬においても、地方競馬全国協会への交付金を通して、畜産業の発展と振興に大きく寄与している。

③ 健全娯楽の提供

金沢競馬は、入場者数が年々減少傾向とはなっているものの、平成17年度には、1日平均で約3,590人の入場者があるなど、現在でも多数の競馬ファンに親しまれており、県民に健全な娯楽を提供する役割を十分に担っている。

競馬は、馬のコンディション、過去の競走成績など、様々な情報を組み合わせて着順を予想するという知的な推理ゲームであり、予想が的中したときの爽快さから、現在も根強い人気に支えられている。

また、競走馬が互いに競い合いながら走る光景そのものは、見た者に迫力と感動を与えるとともに、人と馬とのふれ合いの機会を提供するという一方で、馬事文化の醸成に大きく貢献していると考えられる。

④ 地域経済への貢献

金沢競馬は、競馬を開催することによって、調教師、騎手、きゅう務員、競馬場で馬券の発売・払戻業務を担当する従事員

など、多くの人々に就業の機会を提供するとともに、競馬開催に伴う各種事業の展開などにより、地域の雇用や経済に大きく貢献しているところである。

3 金沢競馬の現状と課題

(1) 金沢競馬の入場者数・売得額の推移

金沢競馬の入場者数及び売得額は、他の地方競馬と同様に年々減少傾向にあり、入場者数では、ピーク時である昭和50年度の約120万人と比較すれば、平成17年度では約32万人で、最大時の約26.7%まで減少している。

また、売得額においても、平成3年度の約447億円をピークに、平成17年度では約105億円に減少し、最大時の約23.5%となっている。

(2) 金沢競馬の経営状況の推移

金沢競馬は、平成17年度末で、県営分が平成11年度から7年連続、市営分が平成10年度から8年連続、それぞれ単年度収支が純損失（赤字）となっており、損失分の補てんを盛況の頃に蓄えた基金を取り崩して行っている。

(参考) 平成17年度末基金残高	石川県	約21億6千万円
	金沢市	約3億2千万円

(3) 金沢競馬が抱える問題点

地方競馬は、現在、危機的な経営状況下にあって、多くの主催者が収支の悪化に頭を悩ませているところであり、それぞれの主催者においては、外部委員を加えた検討委員会や対策委員会などを設置し、振興策や収支の健全化について検討を行うとともに、経営改善計画などを策定しつつ、様々な打開策を講じてはいるものの、なかなか有効な解決策とはなっていないのが現状である。

金沢競馬においても、ここ数年、赤字経営が続いていることから、平成17年5月に、外部有識者による検討委員会を設置し、新たな振興策や経営改善策について検討することとしたところである。

金沢競馬が経営不振に陥ったのは、他の地方競馬と同様に、次のような外面的・内面的な問題点を抱えているためであると考える。

(外面的な問題点)

- ① レジャーの多様化（パチンコ、ゲーム等）により客離れが進んでいる。
- ② 日本の競馬が、中央競馬と地方競馬の二重構造になっている。
- ③ 地方競馬のファンが、減少化の傾向にあり、更に、高齢化しつつある。
- ④ 競馬が賭事として刑法の特例を設け実施していることや公正なレースを実施する必要があることから、様々な規制が設けられている。

(内面的な問題点)

- ① 売上減少に連動させた開催経費の圧縮には限界がある。
- ② 売上低下によって、経費のかかる振興策や施設改修等ができない。
- ③ 地理的に、公共交通手段が少なく、利用者にとって不便さがある。

4 これまでの取り組み

(1) 経営改善のための取り組み

金沢競馬においては、売得額の減少に伴う収支の悪化を受けて、新たな振興策や開催経費の見直しなど経営合理化に係る内部努力、あるいは、他の地方競馬場との相互協力による場間場外発売など、売得額の増加に向けた取り組みを行ってきたことで一定の効果は認められるものの、収支改善に結びつく抜本策とはなっていないのが実状である。

金沢競馬において、これまでに実施してきた経営改善のための主な取り組みは、次のようなものである。

【経営内容の見直し】

<H13> 開催曜日の見直し（日・月・火 → 土・日・月）

<H15> 開催曜日の見直し（土・日・月 → 日・月・火）

<H16> 開催規模の見直し

開催回数：（県）18回 → 15回、（市）3回
開催日数：（県）103日 → 86日、（市）18日 → 15日

<H17> 開催規模の見直し

開催回数：（県）15回 → 17回、（市）3回
開催日数：（県）86日 → 77日、（市）15日 → 12日
収益性の高い日及び祝日開催の確保

<H18> 開催規模等の見直し

開催回数：(県) 17回 → 18回、(市) 3回
開催曜日の固定 (1開催4日間とし、日曜日及び火曜日に開催)
場間場外発売日数の増 (55日→88日)

【ファン獲得のための取り組み】

- <H12> 大型映像表示装置の設置
- <H13> 馬番連勝単式勝馬投票法の実施
- <H14> ケーブルテレビによる全レースの放映
冠レース (協賛企業・団体のレース) の実施
- <H15> 新賭式の導入 (馬番号三連勝式、拡大馬番号連勝複式<通称:ワイド>)
自動販売払戻機 (70台) の導入
薄暮レースの実施
- <H16> メールマガジン「ハッピーくん通信」の開始
優駿5頭のファンクラブの結成
- <H17> インターネットサービスの導入 (全レースの実況映像配信)
在宅投票におけるネットバンクとの連携による入出金の迅速化
- <H18> イメージアップのためのトイレ、壁、床等の改修
IT企業 (オッズパーク) との連携による馬券の発売

【主な経費の削減】

- <H12> 職員数等の削減 (職員▲3人、従事員▲10人)
開催経費 // (手当、委託経費、補助金など)
- <H13> 職員数等の削減 (職員▲6人、従事員▲44人)
開催経費 // (手当、委託経費など)
- <H14> 職員数等の削減 (従事員▲35人)
開催経費 // (賞金、手当、委託経費、補助金など)
- <H15> 職員数等の削減 (従事員▲75人)
開催経費 // (賞金、手当、委託経費、借上料など)
- <H16> 職員数等の削減 (職員▲1人、従事員▲8人)
開催経費 // (賞金、手当、開催規模見直しによる
経費削減)
- <H17> 職員数等の削減 (職員▲6人、従事員▲40人)
開催経費 // (経費全般にわたる見直し)
- <H18> 職員数等の削減 (職員▲11人、従事員▲132人)
開催経費 // (経費全般にわたる見直し)

(2) 競馬制度の改善に向けた取り組み

地方競馬の経営が悪化した大きな要因としては、

- ① 景気の低迷やレジャーの多様化という面だけでなく、
- ② 我が国の競馬制度が中央と地方の二重構造になっていること、

③ 競馬が、昔の「一攫（獲）千金を夢見る賭け事」から「レジャー感覚の楽しみ」に変化してきたにもかかわらず、依然として厳しい規制がかかっていること、などの問題が存在することは、先の「金沢競馬の現状と課題」で述べたとおりである。

このことは、金沢競馬だけに限ったことではなく、ほとんどの地方競馬が共通して直面している構造的な問題であり、地方競馬のあり方そのものについて、根本的に見直さなければならない時期にきているのではないかと思われる。

そこで、石川県においては、他の地方競馬主催者と連携して、地方競馬のあり方や競馬制度の見直し、国等への要望について検討することを目的として組織された「地方競馬に関する研究会」を通じて、中央・地方の二重構造の見直しをはじめとする我が国の競馬の将来構想の提示や地方競馬全国協会交付金制度の見直し等について要望してきた。

平成16年には、そうした流れを踏まえて、13年ぶりに競馬法の一部改正が行われ、新たに、「規制緩和」、「主催者の事業収支の改善促進」、「財政支援措置等」が講じられることとなった。

しかし、地方競馬が経営危機を脱却する上では、未だ制度的に不十分であることから、石川県では、引き続き、平成17年度に改編された「地方競馬に関する研究会」を通して、地方競馬の経営改善のための「更なる支援制度の拡充」や「更なる規制緩和の拡大」、「地方競馬全国協会の組織改革のあり方」などについて、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣をはじめ、日本中央競馬会など関係団体に対して要望活動を実施している。

5 経営改善に向けた今後の取り組み

(1) 基本的考え方

金沢競馬では、これまでに開催回数や開催日数の見直し、新たな振興策、経費削減策について、時代の流れや経営状況などを勘案しながら、様々な経営努力がなされてきた。

しかし、これまでのところ、その経営努力も思うように功を奏せず、入場者、売得額のいずれにおいても、下落傾向となっており、経営状況は依然として厳しい状況が続いている。

平成16年6月に、地方競馬主催者の事業収支改善を目的として公布された競馬法の一部改正については、現在の地方競馬が直面している状況を改善するには未だ十分とは言い切れず、多くの地方競馬は、深刻な経営状態に陥ったままとなっている。

そうした状況のもと、いくつかの地方競馬においては、今後の経営状況如何によっては存廃の決断を迫られることになるのではないかと考えられ、各地方競馬主催者は、大変厳しい立場に立たされている。

本検討委員会としては、そういった状況を勘案の上、競馬関係者からの意見等にも配慮しつつ、かつ、金沢競馬場の特殊事情なども十分考慮しながら、躊躇することなく、新たな振興策や更なる経営改善策について、明確な提言を行う必要があるものと考え、委員をはじめ多くの競馬関係者や県民などから多種多様な意見を求めた。

意見の多くは、金沢競馬の振興や経営改善に結びつきそうなものばかりではあったが、これらすべてを直ちに実施することは実質的に困難であることから、効果等の検討にあたっては、その具現性等について、次のような考え方により、別表のとおり整理した。

- ① まずは、収支均衡が喫緊の課題ととらえ、一定の効果が期待できる、あるいは、経費面や技術面において早期に取り組むことが可能と思われる新たな振興策や経営改善策については、積極的に取り組むべき必要があることから、短期（試行）の方策と位置づける。
- ② 施設・設備の改修や新設など、大規模な支出と費用対効果が問われる施策については、特に慎重さが求められるため、本検討委員会の提言を踏まえ、競馬主催者において金沢競馬の進むべき方向が明らかにされた上で取り組むべき必要があることから、中期ないしは長期の方策と位置づける。

(2) 新たな振興策

金沢競馬では、これまで様々な振興策に取り組んできたが、今後も、競馬を取り巻く環境に細かい目配りを行い、ファンのニーズにも耳を傾けながら、即効性があり、かつ、低コストで財政負担の軽い、様々な振興策を組み合わせ実施し、相乗的な効果が得られるように工夫することが大切である。

また、金沢競馬の魅力をより高め、競馬ファンの減少傾向に歯止めをかけるには、レースそのものを充実させることが最も重要な課題であることは言うまでもないが、新たなスターホースやスタージョッキーの出現も望まれていることから、これらの育成・確保についても、振興策として検討すべきである。

さらに、従来の競馬ファンのみならず、家族連れ、女性、若者達が気軽に来場できるようなイベントの開催や、新たな競馬ファンを獲得するための特別行事の開催などを積極的に実施すべきである。

一方、収益性の確保という面に重点を置くとすれば、なによりも、多くの競馬ファンに足を運んでもらえる魅力ある競馬場づくりが大きなポイントになると思われることから、ある程度の経費負担を伴う振興策の取り組みについても、積極的に検討すべきと考える。

ただし、経費負担が大きく、一過性が懸念される事業やイベント等については、当該年度の収支に大きな影響を及ぼし、その後の競馬開催業務に重大な支障をきたすおそれがあることから、慎重かつ十分な検討が必要である。

当検討委員会としては、このような視点に立ち、先の「中間的なとりまとめ」において整理をした「新たな振興策」のうち、中期ないしは長期として位置づけた方策については、先に述べたように、今後、主催者の判断に委ねることとし、ここでは、特に、短期の方策を中心に、競馬ファンの獲得に向けて、速やかに、かつ、重点的に取り組むべきと思われる方策を以下のとおりまとめることとした。

○ 魅力あるレースの提供

競馬事業の根幹をなすものは、ファンに提供する「レース」であり、これを魅力あるものにしない限りは、競馬事業の活性化はあり得ない。

そのことから、準メインレースの導入や全国の女性騎手を招致するなどの趣向を凝らしたレースの実施など、ファンの来場意欲や購買意欲をかき立てるような番組編成に積極果敢に取り組むべきである。

○ I T関連企業との連携による販売促進

近年、インターネット等による通信が急速に普及し、ネット取引が年々拡大傾向にあることから、I T関連企業と連携したインターネット投票やネットバンク投票による馬券発売の促進に向けたPRを強化し、情報技術を愛用している競馬ファンを最大限に取り込むよう努力すべきである。

○ 明るく快適な環境づくり

競馬事業を継続するには、来場者を増加させることが、何よりも重要である。

そのためには、金沢競馬への来場者が、何度も足を運びたくなるような、明るく、清潔で、安心して楽しめる、快適な環境づくりに取り組むべきである。

- PR活動の積極的な展開
競馬ファンを拡大させるためには、マスコミが注目するようなPR活動を積極的に展開していくとともに、「競馬はギャンブル」というイメージを払拭するためのPRや競馬の面白さをアピールするためのPRを、あらゆる機会と広報媒体を活用して、積極的に行うべきである。
- ミニ場外発売所等の設置
場外発売所の設置については、収益性を検討した結果、本場を与える影響も大きく、総合的な収益を期待するのは困難であるため、より慎重さが求められる。
ただし、新たな顧客の発掘、利便性の向上といった点では効果があると思われることから、本場への影響が少ない非滞留型のミニ場外発売所等について、オーナー方式による設置の検討をすべきである。

(3) 更なる経営改善策

地方競馬の第一の存在意義は、「地方財政への寄与」であるということのを再認識し、あらゆる手だてを講じて収入の確保を図るとともに、徹底した経費の見直しを行い、経営改善に向けて不退転の決意で取り組むことが重要である。

経費の見直しにあたっては、競馬開催経費のうちの人件費や委託料、補助金等についてもできる限りの抑制を図り、効果的・効率的な事業運営に努めるべきである。

特に、委託関係においては、業務の特殊性・専門性のあるものは別として、可能な範囲内において、多数の業者による競争性を導入し、経費の節減に繋げるよう努力すべきである。

一方、経営改善に資するための収入確保を図るには、「新たな振興策」のところでも述べたように、ある程度の経費負担を伴う振興策についても取り組む必要がある。

しかし、現状では、単年度の収益の中からそれらの資金を捻出することは困難であることから、手法として、盛況時に蓄えた「基金」を一部充当することも考えられる。

競馬事業会計は、単年度・現金主義の官庁会計方式であることから、開催・運営に係る支出と施設・設備整備などの投資的な支出とが、収支決算上、区分されておらず、開催・運営に係る純粋な損益状況がわかりにくいものとなっている。

そのことから、基金の一部を充当した振興策の支出分と単年度の開催・運営に係る支出分とが全体の収支決算上、分かりやすく

なるような工夫を従来の会計方式に加えていくことも必要ではないかと考える。

なお、限りある「基金」を振興策等に充当しようとする場合は、基金全体の活用スキームを作り、その範囲内において、優先度の高いものから順に取り組むことが必要と考える。

当検討委員会としては、このような視点に立ち、先に整理をした「更なる経営改善策」のうち、中期ないしは長期として位置づけた方策については、新たな振興策と同様に、主催者の判断に委ねることとし、ここでは、特に、短期の方策のうち、今後、収支改善に向けて、重点的に取り組むべきと思われる方策を以下のとおりまとめることとした。

○ 開催経費の縮減

開催経費については、毎年見直しされているが、経費に占める職員費の割合が高い。

そのことから、今後は、職員が担当している開催業務の一部を民間事業者に委託する方策などを検討し、開催経費の縮減に努めるべきである。

○ 民間委託の促進

民間活力の導入により、独創的なアイデアや企業が保有するスキルによって、業務の効率化が図られるとともに、経費の削減も大いに期待できる。

現在、相当数の業務が民間委託されているが、更なる経費削減を図るため、広報・宣伝や警備、清掃、施設管理など複数の業務を一体的に民間委託する「包括外部委託」方式を導入できないか検討すべきである。

○ ファン送迎バスの運行経費の更なる見直し

金沢競馬は、地理的に利用可能な公共交通機関が少ないことから、現在、競馬ファン用の無料送迎バスを運行している。

経営改善を図る上では、徹底した経費の削減が必要であることから、利用率の低い運行ルートの見直しや最寄り駅との間のシャトル化など、ファンサービスの低下を極力抑えつつ、運行経費の更なる縮減に向けた取り組みを進めるべきである。

○ 冠レースへの参加促進

金沢競馬をより身近に感じ、親しみを感じてもらうために、個人や企業・団体に冠レースを利用してもらっている。

企業や団体にとっては、絶好のPR媒体になると考えられることから、収益確保を図る上で、これらの利用料の改定について検討を行うとともに、個人及び法人・団体に対する参加呼びかけを積極的に行うべきである。

6 金沢競馬の今後のあり方

(1) 競馬関係者の意見

金沢競馬検討委員会では、金沢競馬における新たな振興策や経営改善策など、今後のあり方全般についての検討を行うために、金沢競馬の開催に深い関わりを持つ関係団体から、金沢競馬の今後のあり方に関する意見を求めた。

その結果、競馬関係者からの「金沢競馬の今後のあり方」に関する意見の主なものは、次のとおりであった。

<石川県馬主協会>

- ・競馬関係者を守るためにも、また、競馬を楽しみにしているファンのためにも、今後とも会員の理解を得て協力するので、何とか収支均衡にして存続を願う。

<石川県調騎会（調教師）>

- ・継続して調教師を続けたいし、強い馬を育てたい。中央でも活躍できるようなスターホースも出したい。

<石川県調騎会（騎手）>

- ・赤字経営で、縮小均衡を図るだけの対策なら内部崩壊する。
- ・2～3年の事業計画を立て、資本注入をしてモチベーションを高めてほしい。それでも駄目なら、あきらめもつく。

<石川県きゅう務員共助会>

- ・何かのビジョンが示されないと不安である。
- ・赤字を食い止めるための関係者平等（主催者側も含めて）の努力が行われ、競馬が社会に役立つ娯楽であり続けることを望む。

<地元町内会>

- ・金沢競馬開催によるメリット（清掃や樹木管理に係る地元雇用、売店出店による営業収入 など）が大きいことから、存続を強く要望する。

(2) 今後のあり方

金沢競馬は、これまで、その収益によって、石川県及び金沢市の財政に大きく寄与するとともに、県民をはじめ多くの人々に健全な娯楽を提供してきた。

しかし、社会経済情勢の変化等により、平成17年度までに、県営競馬で7年連続、市営競馬においては8年連続で、単年度赤字を計上する事態に陥っている。

石川県及び金沢市においては、競馬の盛況時に蓄えた基金をそれぞれ有していることから、ここ何年間かの最終的な単年度赤字分については、これを取り崩して補填しているのが現状である。

競馬関係者からは、金沢競馬の存続を希望する様々な意見が寄せられてはいるが、今後も、このような状態で推移するとすれば、競馬事業の目的である地方財政への寄与が期待できないばかりか、継続するためには、いずれ税金を投入せざるを得ないこととなる。

しかし、競馬事業を継続するために税金を投入することは、大方の県民・市民の理解を得られ難いというのが共通した認識である。

金沢競馬の置かれているこれらの現状を考え合わせれば、競馬事業の「存続」「廃止」について一定の方向性を出すべき時期に来ており、さらには、「単年度の収支赤字が続いている現状下においては、結論を急ぐべき。」との意見も出されている。

当検討委員会としては、こうした金沢競馬が直面している厳しい現実を直視し、抱えている様々な問題点やこれまでの取り組み結果等も踏まえつつ、新たな振興策や経営改善策も含めた金沢競馬の今後のあり方全般について検討を重ねてきたところであり、その結果を踏まえて、以下のとおり提言することとした。

なお、全国の地方競馬と関わりのある特殊法人地方競馬全国協会の改革案が、現在、検討されているところであるが、現段階においては、その組織・事業活動が明確になっておらず、内容の如何によっては、さらに踏み込んだ議論も必要と考えられるが、提言にあたっては、現行の事業活動が継承されることを想定してまとめることとした。

【金沢競馬の今後のあり方に係る提言】

1 総論（基本的な方針）

競馬事業は、「地方財政への寄与」を目的とする収益事業であることは議論の余地のないところであり、このことからしても、事業運営のあり方としては、収支均衡に止まらず、黒字化が大前提になる。

これに加え、金沢競馬では、

- ① 厳しい生活状況に置かれている競馬関係者への手立てを講ずる必要があること
- ② 建築から30有余年を経て施設が老朽化してきておりその対応が迫られていること

などの課題も抱えている。

したがって、これらのことを考え合わせれば、競馬事業の本来の目的に即して、何よりも早期に黒字化を達成するための取り組みをなすべきである。

当検討委員会としては、先に整理した新たな数多くの振興策等についての意見や提案のうち、実施にあたっての課題をクリアできるものを可能な限り具現化させることにより、経営が改善され、黒字化を達成することが可能であると考ええる。

経営改善のための振興策等を進めるにあたっては、「基金」の一部を活用することも考えられるが、その場合には、将来、仮に、やむなく廃止を決断せざるを得なくなった場合に必要になると考えられるすべての経費を含めた形での活用スキームを作成し、その許される範囲内において、優先度の高いものから順に取り組むことが必要である。

一方で、当検討委員会としては、ここ10年間の金沢競馬の現状を鑑みれば、事業の「存続」「廃止」について一定の判断をすべき時期に来ているものと考ええる。

しかし、

- ① ここ数年、単年度収支の赤字幅が減少傾向にあること
- ② 現時点で、金沢市は残高が厳しいものの、石川県・金沢市それぞれが基金を保有していること
- ③ これまでに金沢競馬が果たしてきた役割も無視できないこと
- ④ 今年度から取り組んでいる新たな振興策等の成果が見込まれること

などを考慮すれば、ある程度の間、これらの状況を見定める必要がある。

2 改善計画期間及び数値目標の設定

(1) 改善計画期間

「1 総論」の考え方のもとに、今後、事業を推進するにあたっては、一定の期限を設け、県民・市民にわかりやすい数値を盛り込んだ目標を掲げ、それに向けて最大限の努力をすべきである。

努力の成果を見定めるには、3年程度の期間が必要と考えられることから、一定の期限は、平成21年度末とすることが適当である。

競馬事業については、自場開催分の売上をもって収益を上げることが本来の姿と考えるが、金沢競馬では、近年、自場売得額が大きく減少し、これが収支悪化の主要因となっていることから、まずは、自場発売の減少に歯止めをかけることが、赤字幅圧縮の大前提となる。

さらに、単年度収支を黒字転換にまで押し上げるには、これに加え、連携を密にした地方競馬場間での場外発売やインターネット等による在宅投票をこれまで以上に推し進めていくことが極めて重要である。

(2) 数値目標

前項に示した期間内において、単年度収支の黒字化を達成するため、

- ① 期間の最終年度には、自場開催時において、1日あたり概ね、1億2,000万円以上の総売得額を確保すること
 - ア 自場における売得額を8,500万円以上
 - イ 他場及び在宅投票による売得額を3,500万円以上
- ② 黒字化に向けた更なる収入を確保するため、①に加え、他場開催分についても積極的に発売することとし、各場との連携強化を図ること
- ③ 民間活力の導入等によって、開催経費を可能な限り縮減すること
- ④ 馬券の多様な組合わせと白熱した競馬が提供できるよう、1レースあたりの出走頭数を10頭以上確保することを数値目標等とすることが適当である。

3 経営改善計画の策定

主催者は、目標達成に向けた取り組みをなすにあたり、3年間の具体的な経営改善計画を策定し、定期的にその達成状況について点検を行い、その結果を県民・市民に公表すべきである。

4 事業の評価と判断

計画期間内に目標達成が見込まれば、実施した振興策等の成果を点検し、さらに次なる目標を定めて、健全な事業運営に努力すべきである。

事業の実施にあたっては、現在、国の方で検討が進められている新法人（現地方競馬全国協会）の事業活動とも十分に連携をとりながら、主催者のみならず、金沢競馬に関わるすべての者が一丸となって、不退転の決意で臨むことが何よりも重要である。

金沢競馬に関わるすべての者が、一致協力して最大限の努力を重ねたにもかかわらず、なお、期限までの目標達成が困難と見込まれ、将来にわたっても明るい見通しが立たないと判断される場合には、厳しい言い方ではあるが、速やかに競馬事業を廃止すべきである。

この場合において、社会経済情勢の変化等により経営状態がさらに悪化し、事業の継続が困難な状況に陥れば、期限に至らずとも、速やかに一定の判断をすべきである。

一方で、期限までに判断することが困難な状況にあるときは、その次の年度の検証結果をもって見極めることもやむを得ないと考える。

5 提言の結び

競馬関係者にとっては、この計画期間を、金沢競馬が今後とも継続していくための最後のチャンスと受け止め、主催者と一致協力して経営改善に取り組むとともに、競馬事業の成否の鍵である「魅力あるレースの提供」について今一度真剣に考え、開催日程に適した競走馬の確保と徹底した在厩馬の調教管理による出走頭数の確保を図るなど、最大限の努力をされることを期待する。

おわりに

現在、地方競馬の多くは、深刻な経営状態に置かれており、存在意義そのものまでもが問われるほどの大変厳しい状況となっている。

金沢競馬も例外ではなく、本検討委員会としては、そういった状況も勘案し、今後の金沢競馬のあり方について、客観的な立場で真剣に議論を行ってきた。

議論を行うにあたっては、各委員が、金沢競馬の現状や課題などについて共通の認識を持ち、新たな振興策や経営改善策など、あり方全般に関して具体的に議論を展開し、検討を行った。

本検討委員会に課されたテーマは、「金沢競馬の今後のあり方」という極めて難しいものではあったが、委員をはじめ県民・市民、競馬関係者などの意見を最大限に集約し、提言することとした。

競馬主催者である石川県及び金沢市にあっては、本検討委員会の提言を真摯に受け止め、今後の金沢競馬の進むべき方向について、できるだけ早い時期に明らかにされるよう切望し、「最終的なとりまとめ」の結びとする。

【別表】

新たな振興策・経営改善策に関する意見等の対応

区分	意見・提案概要	検討委員会の整理				
		実施時期			理由	
		短期 (試行)	中期	長期		
基本的事項	1	ファンの意見(生の声)を聴く機会をつくる	○			① ファンの声を聞くため、提案箱を設置し、その対応を場内に掲示している。また、ホームページでも、随時、提案をもらえる形をとっている。 ② 毎年、入場者へのアンケートを行っているが、その内容や方法について、今後とも検討していくべきである。 (競馬場以外の場所でのアンケートを実施:レジャーフェアいしかわ2006、石川の農林漁業まつり) ③ 本検討委員会の取りまとめにあたって、パブリックコメントを実施すること。(H18.4.21~5.11に実施)
	2	開催曜日、開催回数の検討	○			① 開催曜日については、ファンへの周知性を高めることや収益性を考慮し、固定する形で検討すべきである。 ② 開催回数については、H17年度の状況も踏まえながら、更に検討すること。 (H18年度は、原則として1開催4日間とし、開催日を日・火曜日に固定)
	3	臨時、嘱託等の採用による正規職員の減(人件費率を下げることの検討)	○			人員の効果的・効率的配置と人件費の縮減に努めること。 (H18年度より、投票業務、案内所業務を民間委託、組織の改正と効率的な職員配置を実施)
	4	委託方法、委託料の検討	○			既定の概念にとらわれず、委託方法等について、さらに検討すること。 (H18年度に競争入札を拡大。H19年度以降に向け、さらに委託契約方法や設計価格の見直しを予定)
	5	場間場外発売(本場非開催日)における収支バランス(1日単位)の検証	○			現在、場間場外は全て赤字となっているが、さらに有利な相手先との連携に努めること。 (H19年度の開催日程の編成にあわせて、連携先を調整の予定)
	6	社会の経済動向(景気、GDPなど)と売得額との経時変化の整理(今後の景気変動の予測により、売得額を把握するため)	○			社会経済動向との関係を把握するため、経済指標を活用したトレンド分析を行うこと。 (分析の結果、個人消費の低迷とレジャーの多様化などにより、公営競技の市場は縮小の傾向)
振興策	1	場外発売所(専用場外、共同場外、ミニ場外)の設置(宝くじ感覚、JRA・車券・舟券の併売、県・市の施設内も視野に入れて)		○		地元の合意形成が必要ではあるが、まず、収益向上に結びつくかの十分な検討が必要である。
	2	ナイター競馬の開催(事例調査、実績など)		○		ナイター競馬を開催するためには、照明装置の新設、受電設備の改修、自家発電設備の新設などに15億円程度は必要というこれまでの試算もあるが、設備やコスト面の工夫、また、その財源や維持費を含めた採算性も考慮しながら、十分な検討が必要である。
	3	馬場の改修(アップダウンのあるコース)			○	変化のある馬場に改修するには、改修費用に加え、高低差や設定距離といった物理的な可否など、十分な検討が必要である。
	4	馬場の改修(コースの芝生化)			○	芝生化に伴う馬場の形状の変更も含めた整備費及び維持費が高額になると考えられることから、十分な検討が必要である。
	5	馬場の半ドーム化(冬期の競馬開催長期計画)			○	整備費や開催計画等を含め、長期的な視点から、十分な検討が必要である。
	6	初心者専用窓口の設置(案内窓口、説明ガイドによる購入方法のレクチャー等)	○			① 初心者向け競馬教室の内容等について、更に工夫することが必要である。 (H18年度より、女性県政バス(22団体、890名)、ふるさと探訪バス(3回、200名)を受入) ② 現在、案内窓口で各種のPRを行っているが、今後、より効果的な方法を検討すべきである。 (ギャラリーを設置し、馬に関する絵画や初心者・休眠ファン向けの馬券の買い方等を解説するパネルを展示) ・初心者を対象としたマークカード記入指導者を配置 ・馬券購入方法等のチラシを作成 ・馬券購入体験コーナーを設置
	7	初心者用に出走馬データを簡単に検索できるシステムの導入(馬券購入方法も併せて説明)	○			① インターネット上では、必要な情報を観ることが出来ることとなっている。 ② 競馬場内に初心者向けの検索用機器を設置することについて、検討すべきである。
	8	出走馬の情報やオッズが好きなときに見ることができるシステムの導入(携帯電話、ノートパソコン、貸出用モバイル等)	○			① インターネット上では、必要な情報を観ることが出来るようになっている。 ② 携帯電話については、既にオッズ等を見ることができるコンテンツ(有料)がある。
	9	入場券のプリペイドカード化、回数券化	○			気軽に来場する方策として有効と考えられるが、整備にかかる費用対効果や入場料のあり方も含めた検討が必要である。なお、経費負担の少ない「回数券」の導入等も検討すべきである。 (回数券の導入について、H19年からの実施に向けて調整中)
	10	発売窓口の充実・迅速化(自動機の増、芝生広場への設置、払戻専用機の設置等)		○		発売窓口の一層の効率的な配置、自動機の増設にかかる費用等(増設に伴う人件費の削減効果との対比を含む)について、十分な検討が必要である。
	11	馬券購入・払戻等に対するICカード化(パチンコの預球方式)		○		ファンの利便性向上には、有効と考えられるが、ファンのニーズや導入にかかる費用対効果について検討が必要である。
	12	各席で投票することができるシステムの導入(特別観覧席等)		○		

※ 整理にあたっては、「主催者の裁量度合い」、「経費」、「実施効果」を視点に具現性を検証し、実施時期をとりまとめた。

区分	意見・提案概要	検討委員会の整理			
		実施時期			理由
		短期 (試行)	中期	長期	
振 興 策	13	タッチパネルやビデオ方式で出走馬や騎手の紹介が気軽に見ることができる機器の設置		○	ファンサービスの一環として、騎手等を紹介することは重要であるが、紹介方法については、費用対効果について、十分な検討が必要である。
	14	有料オッズプリンターの設置		○	ファンサービスの向上に有効であると考えられるが、他場での利用状況やファンのニーズを十分に踏まえた上での検討が必要である。
	15	下見所に電光掲示板を設置		○	人件費の削減も含めた費用対効果について、十分な検討が必要である。
	16	売場、観覧席(ベア席、ファミリー席等)の改修	○		売場や観覧席を、女性客や家族連れが利用しやすいように改修することは、新規ファン獲得に効果があると考えられる。(H18年度開幕前に、壁面塗装改修、1階床面クリーニングを実施)
	17	シルバー席、シニアサロンの設置		○	平成17年5月に畳席を設置しているが、その利用効果等を踏まえた上での検討が必要である。
	18	全席に机を設置		○	マークシートの記入機や窓口周辺の混雑解消、利便性の向上に効果があると考えられるが、費用対効果について、十分な検討が必要である。
	19	年間指定席の設置		○	個人や企業等に対する年間を通した指定席の必要性については、駿(ゲン)を担ぐ競馬ファンもいることから、ファンのニーズを十分に踏まえた上での検討が必要である。
	20	馬主席の利活用(開放、廃止なども含めた見直し)		○	馬主など関係者の意見を十分に聴きながら、活用方法等について、十分な検討が必要である。
	21	ミニ特別観覧席の設置(未使用部分の活用)		○	今のところ観覧席は充足していると考えられるが、未使用部分の有効活用については、十分な検討が必要である。
	22	全観客席の特別観覧席(有料)化		○	全観客席を有料化することは、入場料の二重徴収にもなりかねないことから、入場料のあり方や新たなファンサービスの付加等を含めて、十分な検討が必要である。
	23	スタンド棟内における喫煙場所の限定 (基本的には全面禁煙:3F観覧席と同様に)	○		① 分煙については、現在、一部進められているが、更に利用者の喫煙状況などを把握のうえ、検討していくことが必要である。(H18年度に禁煙箇所の表示を分かりやすいものに変更) ② 期間限定の試験的な「分煙キャンペーン」などにも努めること。
	24	イメージアップのためのトイレ、壁、床等の改修 (明るくて健全なイメージ、現代的で清潔感のある雰囲気)	○		売場や観覧席を、女性客や家族連れが利用しやすいように改修することは、新規ファン獲得に効果があると考えられる。(H18年度開幕前に、トイレの照度アップ、壁面塗装改修、1階床面クリーニングを実施)
	25	悪天候対策 (1階馬場側出入り口の戸、暖房設備の設置)	○		外部への避難口であり、有効開口面積の確保等、関係法の基準を満たすための改修が必要となるおそれもあり、十分な検討が必要である。
	26	入場門の改修	○		金沢競馬場のイメージアップという点からも有効であるが、全体的な改修計画の中での検討が必要である。(H18年度開幕前に壁面塗装改修を実施)
	27	急な段差の解消、身体障害者が特別観覧席まで入れるコース設営		○	競馬ファンが高齢化している現状を踏まえると、バリアフリー化は必要ではあるが、関係法の基準を満たすための大規模な改修が建物全体において必要となるおそれもあり、費用も含めてどのような手法が有効であるか、十分な検討が必要である。
	28	エスカレータの設置(高齢者対策)		○	設置費(約2億5千万円)に加え、関係法の基準を満たすための大規模な改修が建物全体において必要となることから、費用対効果について、十分な検討が必要である。
29	2階席の改修(全面ガラス張り)		○	関係法の基準を満たすための大規模な改修が建物全体において必要となるおそれもあり、費用対効果について、十分な検討が必要である。	
30	ATM(現金自動預け払い機)の設置		○	来場者の利便性の向上に有効であると考えられるが、警備上の問題等、十分な検討が必要である。	
31	コンビニエンスストアの設置		○	民間事業者の誘致や設置場所の確保、既存事業者との競合といった課題があり、十分な検討が必要である。	
32	お洒落な飲食店、ファーストフード店の出店 (若年層対策)		○		

区分	意見・提案概要		検討委員会の整理			
			実施時期			理由
			短期 (試行)	中期	長期	
振 興 策	33	レース観戦(馬券購入)できるレストランの設置			○	民間事業者の誘致や設置場所の確保、既存事業者の取り扱いや採算面といった課題があり、十分な検討が必要である。
	34	保育室の設置 (女性ファンのために)	○			保育士の確保や経費負担の面で調整が図られれば試行を含めた対応に努めること。 (既存遊戯室の有効利用のほか、H18年度に1階女子トイレ及び3階禁煙室にベビーベッドを設置)
	35	競馬に関する資料館、ミュージアムショップの設置		○		ファンの競馬に対する関心や知識を深めることに有効であると考えられるが、教育・文化施策という観点からの検討が必要である。(1階旧投票所に、旧金沢競馬場(入江町)の写真等を展示する「昭和回顧館」を設置)
	36	ゲームセンターの設置 (子供連れや若者向けに1日中遊べる施設)		○		民間事業者の誘致や設置場所の確保、採算面といった課題があり、十分な検討が必要である。
	37	芝生広場の利活用 (遊園地の改修、テニスコート等の設置、屋根付きスペースの確保 等)		○		多様なファン層に來場を促すという面である程度効果があると思われるが、経費の問題や競馬開催時の支障面、売得額向上に繋がるかということについて、十分な検討が必要である。
	38	スケート場の設置(未使用部分の活用)			○	設置費用に加え、リンクの維持費などが必要であり、費用対効果や採算面について、十分な検討が必要である。
	39	競馬場近隣への大型集客施設(スーパー、家電店、ゲームセンター等)誘致等の周辺環境の整備		○		競馬ファンの獲得といったことだけで論じるような話ではなく、誘致する企業、立地条件、採算性の確保といった大きな課題がある。
	40	IT関連企業との連携等による馬券の発売促進	○			全国的な取り組みとして、他の地方競馬と共に、インターネット投票に関する連携をすることとなったが、今後さらなる連携に努めること。 ・ ホームページにおいてライブ映像を配信(H17.5) ・ 馬券発売(D-net)のネットバンク投票の導入(H17.10) ・ ソフトバンク(ヤフー)による動画配信の追加(H18.4) ・ 楽天によるIT投票新サービス加入の基本合意(H18.5) ・ オッズパークによる馬券の発売開始(H18.7)
	41	インターネット(ホームページ)による馬券発売、ライブ中継(観戦)	○			
	42	賭式の単純化(お金の回転を生むように)		○		
	43	JRA(中央競馬)の馬券発売		○		競馬法の改正により、中央競馬との間で相互に販売を受委託できるようになったが、地方競馬側にとって収益面でのメリットが薄いことや、ファンの馬券購入資金が、中央競馬に流れるといった懸念材料が考えられることから、十分な検討が必要である。
	44	力の均衡したレースや短距離レースの実施	○			これまでも格付け方法の変更や距離の多様化等により魅力あるレースの提供に努めているが、今後、力の均衡した馬によるレースや短距離レースなど、更に工夫を凝らすこと。 (H18年度より、格付編成賞金を過去2年間の収得賞金に変更)
	45	ドリームレースの実施 (ファン投票により、出走馬、騎乗騎手を選抜)		○		ファンの要望するレースを実施することは大切であるが、出走ローテーションの問題や力の均衡した魅力あるレースと成りうるかといった面からの検討が必要である。
	46	賞金、出走手当の引き上げ (スターホース・スタージョッキーの育成、在厩馬の安定的な確保)		○		① 毎年、減収傾向となっている現況下においては、難しい。 ② しかし、最終的にファンや収入の増につながることであれば、経費増の対応も含め、関係者と十分に調整していく必要がある。
	47	重賞レースの増		○		経費の圧縮という観点から順次減らしてきたという経緯があり、現状では、増加させることは難しい。
48	JBC競走(ジャパンフリダーズカップ)の誘致		○		多くの競馬ファンを取り込む大きなイベントであるが、これまでに実施した他主催者における収支状況(誘致に必要な施設整備を含む)等も踏まえ、十分な検討が必要である。	
49	他場で実施するナイターレースの場外発売増		○		ファンの資金の流出、本場売得への影響等について、十分な検討が必要である。	
50	野外彫刻展の実施 (金沢美大等との連携)	○			競馬場への誘客効果があると考えられ、新たな競馬ファンを開拓するためにも、関係機関(金沢美術工芸大等)に働きかけること。(H19年度実施に向けて関係機関と協議中)	

区分	意見・提案概要	検討委員会の整理				
		実施時期			理由	
		短期 (試行)	中期	長期		
振 興 策	51	各種催事を折り込んだ競馬まつりの開催 (騎手サイン会、野菜市、馬とのふれあい体験、 フリーマーケット、巨大迷路、火花大会など)	○			現在、フリーマーケットや野菜販売等を随時開催しているが、今後とも各方面からの提案等も得ながら、更に工夫すること。 (白山大賞典(GⅢ)に合わせ、競馬まつりを開催:H18.10.8～10)
	52	子供たちの遠足への活用	○			馬場中央部の遊び場や芝生広場の利用については、現在、一般県民に無料解放しており、利用について広くアピールすること。 (県内の幼稚園・保育園450か所に遠足への活用PRチラシを配付) H18年度活用実績(11月現在) 34施設、2,623名
	53	民間企業の懇親会、グランドゴルフ等への活用		○		スポーツやバーベキュー広場としての利用については、施設整備費用や競馬開催時の支障などについて、十分な検討が必要である。
	54	コンサートへの活用 (全国区のタレント、地元大学のバンド等)		○		過去に実施例もあり、一定の誘客効果はあると考えられるが、競馬への支障の有無や費用対効果等について、検討が必要である。
	55	地元特産品や人気商品の限定発売 (競馬以外の要素の追加)		○		競馬場内での地元特産品などの販売については、事業者の誘致や出店スペースの確保、既存事業者との調整など、十分な検討が必要である。
	56	イベント参加団体に無料送迎サービスを実施		○		各種イベントの企画、開催の検討とあわせて対応が必要であるが、費用対効果について、十分な検討が必要である。
	57	結婚披露宴、各種パーティーの実施			○	競馬場の有効活用策としては、有効な手段と考えられるが、利用頻度など採算性や施設、飲食部門の整備など、十分な検討が必要である。
	58	常連客や高額の中者に称号(先生・博士)授与	○			称号の授与に留まらず、授与者の活用などについて検討すること。 <授与者が講師となる馬券購入セミナーの開催等> (オッズパークHPにおいて、「高額配当ランキング」や「予想の達人ランキング」を実施)
	59	ポイントカードの発行等によるサービス化、特典化 (入場、馬券購入の回数や金額によりポイントを貯め、景品がもらえる)	○			すでに、ハッピーポイントカードを発行し、景品の交換を行っており、今後、更なる工夫を検討すること。 (特定の日にポイント3倍等のサービス、景品の見直し、ダイレクトメールによる再来場の促進等を実施)
	60	外れ馬券を再利用した抽選会への応募 (後日、当選者を掲示発表することにより再来場を促す)	○			一部実施済みであるが、さらに工夫すること。 (外れ馬券を利用した抽選会等のキャンペーンを強化)
	61	場内広場への出店者募集:冠レースと同様な扱い (屋台、ワゴン売り店等)	○			現在、フリーマーケットや野菜販売等を随時開催しているが、今後とも各種イベントと併せて、各方面からの提案等も得ながら、更に工夫すること。 (冠レース協賛者による物販やフリーマーケットの開催回数を拡充)
	62	ファン参加型の競馬運営 (裏方部分の公開、1日開催執務委員長)	○			競馬ファンを大切にする上では有効な方策と考えられるが、競馬の公正確保という面での問題点などについて、十分な検討を行うこと。(1階旧投票所において、馬券発売の疑似体験コーナーを設置)
	63	金沢競馬サポーターズクラブ(仮称)の結成 (「ハッピーくん通信」とは別に、金沢競馬を応援する会員組織を結成 ・クラブ会員には、「ハッピーくん通信」と同様な情報、入場料の無料化 等のサービスを提供)		○		現在、金沢競馬には、駿駿ファンクラブ、レディースクラブ等があるが、どのようなサービスを提供するか等、組織の充実についても検討が必要である。
	64	一定枚数の外れ馬券(マイルレジ方式)で景品交換		○		景品表示法との関係もあり、実施方法について、十分な検討が必要である。 <ハッピーポイントカードと連携した方式等>
	65	競馬とのふれあいの増 (非開催日の厩舎、調教見学等)		○		厩舎見学や競走馬の調教見学などは、競馬ファンのすそ野を広げる上で効果があるとは考えられるが、競馬の公正確保という面での問題点などについて、十分な検討が必要である。
	66	ハルウララの全国キャラバン誘致		○		全国的な人気競走馬、騎手の誘致によって、一定の集客効果があると考えられるが、所属先の意向を踏まえながら、広報も含めた誘致方法について、十分な検討が必要である。
	67	職員の個人車両に競馬ポスター(ステッカー)の貼付	○			幅広く広報、周知するためには、有効な手段であることから、職員の個人車両に限定せず、広くPRするためのステッカー等を作成、配付(販売も含む)することも検討すること。 (ステッカーのデザインの工夫と広報車を積極的に活用)
	68	金沢競馬インフォメーションとしての文化施設等における掲示等	○			効果的、効率的な方法について、検討すること。 (鉄道主要駅等に加え、H18年度より、県庁展望ロビー、コンビニエンスストア(一部)にポスター掲示)
	69	ネットバンク投票、インターネット投票などのPR	○			各種広報等を行っているが、更に効果的な周知方法等の工夫に努めること。 (H18.7より、金沢競馬公式サイトから、オッズパークのHPにリンクを設定、ネットバンク投票等のPRを実施)

区分	意見・提案概要	検討委員会の整理				
		実施時期			理由	
		短期 (試行)	中期	長期		
振 興 策	70	競馬のイメージを改善するPR方法 100円でも30分(レース間隔)楽しめる手軽さ サラブレッド=芸術品(美しさ、躍動感)を強調 収益の仕組みをわかりやすく説明(ギャンブルイメージの払拭)	○			広報媒体、方法等について、工夫に努めること。 (競馬場以外の場所でのアンケート調査を実施。結果を踏まえ、PR方法の工夫を検討中)
	71	金沢競馬場のネーミング、ロゴマークの周知 (あることを知らない人が大勢いると思うので広報活動をもっとすれはどうか)	○			更なる周知に努めること。 (各種広告媒体、印刷物等に出来る限り、ロゴマークやマスコットキャラクターを活用)
	72	新聞(地方紙、全国紙、スポーツ紙)、テレビ(CF作成のうえ放映)、パソコン等による広告宣伝	○			効果的、効率的な方法について、工夫・検討すること。 (従来の新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、地域情報紙を活用した広告に加え、映画館でのCM放映、フリーペーパーに広告掲載等を実施)
	73	タウン情報誌や情報番組での金沢競馬の紹介 (施設、馬の紹介や競馬体験レポート)	○			
	74	各種イベントへの積極参加 (犀川まつり、歩行者天国等)		○		金沢競馬を県民にアピールする方法としては、非常に効果があると考えられるが、各種イベントが競馬開催日と重複していることから、参加方法等について、十分な検討が必要である。 (レジャーフェアいしかわ2006、かなざわ夢街道2006、石川の農林漁業まつりに出展)
	75	インターネット(ホームページ)の海外向け発信(外国語版)		○		インターネットに限らず、海外観光客を取り込む方法を様々な視点から検討することが重要である。
	76	ホースピアレディの復活・充実		○		過去に経費削減といった理由で廃止した経緯もあり、サービスの内容や費用対効果について、十分な検討が必要である。
	77	県庁、金沢駅、能登空港等へのレース映像の発信		○		関係機関と協議を行い、効果的・効率的な方法について検討すべきである。
	78	観光客、観光会社へのPR (温泉等の観光コースとのセット)		○		効果的な方法等について、観光会社等の意見も聴きながら、十分に検討する必要がある。 (台湾チャーター便による旅客の観光ルートへの組み入れについて、関係者と協議中)
	79	観光コースへの取り込み		○		
	80	場内における酒類販売の適否	○			① ファンの要望により、平成15年8月からビールに限り販売を許可してきた。 ② 酒類の販売適否の検討の一方、これまでのところ大きなトラブルは発生していないことから、今後、種類の拡大等の是非についても併せて検討すること。(現状維持の予定)
	81	映像、音楽を若者向けに変更		○		どのような映像、音楽が多様な世代に受け入れられ、レースを盛り上げることが出来るか、十分な検討が必要である。
	82	ガードマン、清掃員等の制服を遊び心のある洒落たものに変更		○		民間業者に業務を委託していることもあり、民間業者等の意見を聴きながら、十分に検討する必要がある。
	83	金沢駅からの乗合タクシー制度、タクシー及び乗合バスの定額化			○	来場者の多数が自家用車の利用であり、ファン無料送迎バスの利用者が減少傾向にあるなかで、乗合制度の需要調査やタクシー会社等との十分な協議が必要である。
84	馬主の所得制限(500万円以上)の緩和 (在厩馬の安定的な確保)		○		① 所得制限は、競走馬を継続的に預託することが必要なために設けられている制度である。 ② 当該制度は、地方競馬全体に共通したことであり、今後、関係機関との協議が必要である。	
85	ギャンブル特区への働きかけ		○		愛知県においてミニ専用場外への設置に関する特区申請をしており、金沢競馬においても収益向上に繋がる方策の検討、働きかけが必要である。	
86	馬券への馬名の表記		○		機器やシステム改修などを伴うことから、費用対効果について十分に検討することが必要である。	
87	スタート時間の厳守	○			競馬の公正確保や他場との連携の上からも、定刻発走に努めるべきである。	
経 営 改 善 策	1	民間委託の促進による経費削減	○			競馬法改正に伴い、各種業務の委託が可能(規制緩和)となったことを受け、民間活力を導入することによる運営手法の改善、業務の効率化が期待でき、導入に向けて検討を進めること。 (H18年度より、投票業務、案内所業務の民間委託を実施)
	2	ファン無料送迎バスの効率的な運行ルート(シャトル化も含む)の検討	○			毎年、見直しを行っているが、運行ルートの効率化、有料化や廃止も含め、これらは経費を削減する上で有効な手段の一つと考えられるが、ファンの足が遠のくことや売得額の減となりかねないことから、十分な検討を行うとともに、ファンの理解を得ることが必要である。(H18年度に利用者の少ない経路(津幡便)を廃止)
	3	ファン無料送迎バスの廃止又は有料化		○		
	4	入場者のマナー向上(清掃にかかるコスト削減)	○			ファンの理解を得ながら、効果的なPR方法(PRポスターや場内放送等)について工夫・検討すること。 (外れ馬券を利用した抽選会等のキャンペーンを強化)

区分	意見・提案概要		検討委員会の整理				
			実施時期			理由	
			短期 (試行)	中期	長期		
経営改善策	5	各種負担金・補助金の削減・廃止		○		関係団体の運営状況や削減・廃止による影響について、十分な検討が必要である。	
	6	清掃員や馬券売りのボランティア募集		○		経費の削減やファンが競馬業務を肌で感じるという面では有効な方策と考えられるが、競馬の公正確保という面での問題点などについて、十分な検討が必要である。	
	7	入場料金(100円)、特別観覧席(1,000円)の見直し	○			① イベント等と併せて、入場無料の日も設定している。(4回に拡充) ② 特別観覧席の料金の取り扱いについて、今後、工夫・検討すること。(来場ポイントの加算等、特典を拡充)	
	8	冠レースの料金の体系化	○			宣伝効果も考え、法人(企業)の料金改定について、検討すべきである。 また、申込者への特典を充実させること等により、活用の促進に努めること。	
	9	場内の施設貸付けによる収入確保(馬場内重賞看板等)		○		地方公共団体が所有する財産の貸付については、各種の制約があり難しいと考えられるが、可能な方法がないか、十分に検討する必要がある。	
	10	企業とのスポンサー契約(勝負服、大画面にCM)		○		地方公共団体が、民間企業とスポンサー契約を締結し、資金提供を受けることについては、各種制約があり難しいと考えられるが、可能な方法がないか、十分に検討する必要がある。	
	11	手荷物預りの有料化 (人件費との均衡、ロッカー化)		○		① 手荷物預りは、1階、案内所でのファンサービス(無料)の一環として行っており、サービスの低下とならないような配慮が必要である。 ② 現在、特別観覧席にロッカーを設置しているが、一般の観覧席においても、ファンの要望等があれば設置についての検討が必要である。	
	12	野外コンサート等のイベント開催に転用 (使用料収入の確保)		○		非開催日であっても、馬への刺激を与えないという条件の中で、どのようなイベントであれば可能なかの検討が必要である。	
	13	場内における農産物、海産物、その他商品販売による収益		○		① 現在、誘客の一環として、地元業者等に物販場所を提供している。 ② 金沢競馬場が直接販売を行って収益を確保しようとする場合、地方公共団体としてどのような手法があるのかなど、十分な検討が必要である。	
	14	駐車場の有料化		○		収入を確保する上で有効な手段の一つと考えられるが、ファンの足が遠のくことや売得額の減となりかねないことから、十分な検討を行うとともに、ファンの理解を得ることが必要である。また、利用率の低い駐車場(借地)の返還についても検討が必要である。	
	15	きゅう舎、宿舍の家賃等、場内店舗の賃料の見直し			○	建築後、相当の年数が経過しているものの、維持補修等に多額の経費を要していることから、現状での料金改定(引き上げ、引き下げのいずれも)には慎重を期すべきである。	
	16	競馬場改革〇年計画等を立てる。 (関係諸団体間での情報共有、十分な協議)	○			① 本検討委員会で振興策や経営改善策について検討中であり、その検討結果を踏まえて速やかに実施すべきである。(検討委員会から最終報告を受けた後に改善計画を策定予定) ② これまでも、関係諸団体とは金沢競馬連絡協議会を設けて協議し、情報を共有しており、今後も継続して実施すべきである。	
	17	小さな改善・コスト削減の積み重ねだけでなく、大胆な増収策を打ち出せるかがポイント	○			現状でのコスト削減には限界があり、国や他の主催者、関係者とも十分な協議・調整を図ること。	
	18	第三者による経営診断の実施		○		本検討委員会においても、様々な角度から検討を行うこととしているが、更に経営専門機関よりアドバイス等を得ることも有効である。(H18年度に石川県産業創出支援機構による経営診断を実施)	
	19	パチンコ等と比較して、競馬そのものの魅力、おもしろさを広く掘り起こす。 (競艇の集客力に比較して、競馬が劣後する理由の究明)		○		これまでも、理由の究明に努めているが、明確な理由を見いだすには至っていないのが現状であり、更に検討すべきである。(H18年度に三国競艇、富山競輪の入場動向調査を実施)	
	20	ホースセラピーや乗馬教室の開催		○		馬の維持管理という点で費用対効果を十分に検討する必要がある。	
	その他	1	他主催者との相互協力の強化(ブロック化の促進)		○		① これまでも、場間場外発売等で相互協力をしている。 ② 北陸・東海・近畿地区ブロック化推進研究会において、競馬場の立地的要素を含めて、ブロック化に伴うメリット・デメリットについて検討しており、今後も継続した検討が必要である。
		2	きゅう務員等の生活を保障することを考えるべきではないか。 (生き甲斐のある職場作り)		○		① 基本的には主催者が保障するという制度はない。 ② しかしながら、競馬開催に欠くことができない関係者に対しては、売上げが減少傾向にある中で、どのような形の対応が可能か十分な検討が必要である。

参 考 资 料

金沢競馬検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 金沢競馬の振興、経営改善など今後のあり方全般について検討するため、金沢競馬検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 金沢競馬の振興及び経営改善に関すること
- (2) 金沢競馬の今後のあり方に関すること
- (3) その他関連する事項

(組 織)

第3条 委員会は、石川県知事が委嘱した者をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 副委員長は、委員長の指名による。

(職 務)

第4条 委員長は、委員会を統括し、代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委員会の終了する日までとする。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、石川県競馬事業局競馬総務課金沢競馬対策室において処理する。

(そ の 他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月20日から施行する。

金沢競馬検討委員会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、金沢競馬検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員長は、金沢競馬検討委員会（以下「委員会」という。）の会議を招集しようとするときは、あらかじめその期日、場所及び検討事項を委員に通知するものとする。

(会議の非公開)

第3条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、委員会の会議を非公開とするときは、あらかじめ委員に諮り、会議において決定するものとする。ただし、第1回の委員会の会議を非公開とするときは、当該委員会の会議の冒頭において委員に諮り、当該会議で決定するものとする。

3 委員会の会議を非公開とした場合は、委員会の会議の終了後、会議結果について事後発表（記者会見又は資料提供）するものとする。

(会議録)

第4条 委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を作成するものとする。

(雑 則)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月6日から施行する。

金沢競馬検討委員会作業部会設置要領

(設置目的)

第1 石川県及び金沢市からの要請に基づく「金沢競馬の今後のあり方」に関する提言をとりまとめるに当たっての素案づくりについて、金沢競馬検討委員会運営要領第5条の規定に基づき、事務局からの相談に対する助言等を行うための「作業部会」と称するワーキング・グループを設置する。

(所掌事項)

第2 作業部会は、概ね、次のことを行うものとする。

金沢競馬検討委員会（以下「検討委員会」という。）に提出する各種資料の作成に当たっての調査・研究などの実務に携わることとする。

なお、作成した資料を検討委員会へ提出する場合には、「作業部会案」として提出するものとする。

(構成)

第3 作業部会の構成は、若干名とし、委員長が検討委員会委員（以下「委員」という。）の中から指名する。

2 作業部会には、部会長を置くものとする。

3 部会長は、指名された委員の互選により定める。

(会議)

第4 作業部会は、随時、開催する。

2 部会長は、必要に応じ、指名された委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第5 作業部会の設置期間は、検討委員会の終了の日までとする。

(庶務)

第6 作業部会の庶務は、石川県競馬事業局競馬総務課金沢競馬対策室において行う。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関して必要な事項は、その都度、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年11月14日から施行する。

金沢競馬検討委員会 委員名簿

氏名	役職名等	専門区分	備考
伊藤 数子	(株)パステルラボ代表取締役社長	企業経営	
大山 勝	元全国公営競馬主催者協議会 専務理事	学識経験(競馬関係)	
米谷 恒洋	(社)金沢経済同友会副代表幹事	経済団体	
坂下 清司	公認会計士	経営診断	
柴田 康廣	石川県労働者福祉協議会理事	県民代表(労働団体)	
中村 明子	弁護士	法律専門家	
西 徹夫	弁護士	学識経験(金沢競馬公正 確保対策推進委員)	副委員長
西村 昭孝	石川県商工会議所連合会専務理事	経済団体	
原 良馬	競馬解説・評論家	学識経験(競馬評論家)	
東出 義弘	(社)石川県畜産協会専務理事	学識経験(畜産関係団体)	H18.5.28迄
丸山 利輔	石川県立大学学長	学識経験者(高等教育機 関)	委員長
森田 郁代	石川県婦人団体協議会委員	県民代表(女性団体)	
横山 朱門	(株)北國新聞社論説委員長	報道機関	
計	13人(H18.5.29以降は12人)		

(五十音順)

金沢競馬検討委員会作業部会 委員名簿

氏名	備考
坂下 清司	
柴田 康廣	
西 徹夫	部会長
計	3人

(五十音順)

金沢競馬検討委員会における検討経過

開催回	開催日	検討事項
第1回	平成17年6月6日	・委員長の選任、検討委員会の進め方等 ・金沢競馬の概要と現状報告等
第2回	平成17年7月24日	・現地調査及び意見交換
第3回	平成17年9月8日	・講演 ・競馬関係者からの意見聴取
第4回	平成17年11月14日	・「中間的なとりまとめ」のフレーム案の協議 ・新たな振興策、経営改善策等の意見交換 ・作業部会の設置
	平成17年12月19日	・第1回作業部会の開催 「中間的なとりまとめ(素案)」の協議・調整
	平成18年1月12日	・第2回作業部会の開催 「中間的なとりまとめ(素案)」の協議・調整
第5回	平成18年1月26日	・新たな振興策、経営改善策等の協議 ・「中間的なとりまとめ(案)」に関する協議
	平成18年3月10日	・第3回作業部会の開催 「中間的なとりまとめ(案)」の調整
第6回	平成18年3月29日	・「中間的なとりまとめ(案)」の協議・決定
	平成18年6月21日	・第4回作業部会の開催 パブリックコメントの意見に対する考え方の整理
第7回	平成18年7月5日	・パブリックコメントの意見に対する考え方の協議 ・「今後のあり方」に関する意見交換
	平成18年8月21日	・第5回作業部会の開催 「今後のあり方」(骨子案)の調整
第8回	平成18年9月7日	・「今後のあり方」(骨子)に関する協議
	平成18年12月19日	・第6回作業部会の開催 「最終的なとりまとめ(案)」の調整
第9回	平成18年12月27日	・「最終的なとりまとめ(案)」の協議・決定